



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 146 平成19年度荷物運送業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務学事課)
- 147 生活保護法による指定医療機関の再開 (福祉保健総務課)
- 148 保安林予定森林 (森林整備課)
- 149 建設業の許可の取消し (技術調査課)

○ 公告

- 入札公告 (広報室)
- " (")
- " (総務学事課)

○ 正誤

平成19年2月2日付け和歌山県報第1830号和歌山県告示第119号中

告 示

和歌山県告示第146号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成19年度荷物運送業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成19年度荷物運送業務

(2) 契約期間

平成19年4月2日(月)から平成20年3月31日(月)まで

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人

にあっては青色又は白色申告書の写し)

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税

(エ) 法人市町村民税(営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税)

ク 誓約書

ケ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の規定による一般貨物自動車運送事業許可証の写し

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1) のア、イ、オ、ク及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年2月13日(火)から平成19年2月26日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年2月26日(月)までの間に和歌山県総務部総務管理局総務学事課に対して電話又は書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年2月13日(火)から平成19年2月26日(月)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2092(直通)

ファクシミリ番号 073-431-0232

5 競争入札参加資格者の資格

この競争入札に参加することができる者は、平成19年2月13日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
- (6) 平成19年2月13日現在において引き続き5年以上運送業を営んでいる者で、全国に荷物を運送することができるものと認められるものであること。
- (7) 一般貨物自動車運送事業について、貨物自動車運送事業法に基づく国土交通大臣の許可を得た者であること。

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年3月7日(水)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成19年3月13日(火)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
- (4) 説明については、平成19年3月13日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

和歌山県告示第147号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	再開年月日
田薬19-13	広栄薬局	田辺市新万22-22	平成19.1.1

和歌山県告示第148号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字楠本字長瀬620の4、631の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字長瀬620の4・631の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第149号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 取消し年月日 平成19年2月2日
- 2 取消しを受けた者
 - (1) 商号 有限会社幸希産業
 - (2) 代表者氏名 國村秀之
 - (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市三沢町2-11-2
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般-14)第012668号
- 3 取消しの原因となった事実
 - 建設業法第8条第10号に該当する者がある。
 - このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

公 告

入 札 公 告

平成19年度「県民の友」への広告掲載について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 名称
 - 平成19年度「県民の友」への広告掲載
 - (2) 掲載紙面
 - 平成19年5月号から平成20年4月号まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 広告掲載の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札

参加者の資格等に関する要綱(平成18年2月8日制定)に規定する広告掲載の入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館3階
和歌山県広報室

(2) 期間

平成19年2月13日(火)から平成19年2月23日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成19年3月1日(木)午後5時までの間に和歌山県広報室に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成19年3月1日(木)午後5時までの間に和歌山県広報室に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁1階総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成19年3月5日(月)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成19年3月5日(月)午前9時までに和歌山

県広報室へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県広報室の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格以上の額で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者が

あるときは、この者に代わって当該入札事務に係りのない和歌山県広報室の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県広報室

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2032

ファクシミリ番号 073-423-9500

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入 札 公 告

県ホームページ「和歌山県情報館」へのバナー広告掲載について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年2月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 入札に付する事項

(1) 名称

平成19年度県ホームページ「和歌山県情報館」へのバナー広告掲載

(2) 掲載時期

平成19年5月1日から平成20年4月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

広告掲載の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年2月8日制定）に規定する広告掲載の入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

和歌山県広報室

(2) 期間

平成19年2月13日（火）から平成19年2月23日（金）

までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成19年3月1日（木）午後5時までの間に和歌山県広報室に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成19年3月1日（木）午後5時までの間に和歌山県広報室に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁1階総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成19年3月5日（月）午後3時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成19年3月5日（月）午前9時までに和歌山県広報室へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に

当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県広報室の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格以上の額で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県広報室の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が

ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県広報室

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2034

ファクシミリ番号 073-423-9500

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入札公告

平成19年度荷物運送業務委託について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年2月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 入札に付する事項

- (1) 事業年度及び役務番号
平成19年度総学第2号
 - (2) 調達役務の名称
平成19年度荷物運送業務
 - (3) 調達役務の仕様等
仕様書による。
 - (4) 調達役務の場所
和歌山県総務部総務管理局総務学事課が指定する場所
 - (5) 契約期間
平成19年4月2日(月)から平成20年3月31日(月)まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成19年和歌山県告示第146号に規定する平成19年度荷

物運送業務委託の入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局総務学事課

(2) 期間

平成19年2月13日(火)から平成19年3月6日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県総務部総務管理局総務学事課
電話 073-441-2092(直通)
FAX 073-431-0232

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁1階総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成19年3月23日(金)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付す

る。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づき予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局総務学事課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名

称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局総務学事課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2092(直通)

ファクシミリ番号 073-431-0232

(2) この入札は、平成19年2月和歌山県議会において、平成19年度和歌山県当初予算が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

正 誤

正 誤

平成19年2月2日付け和歌山県報第1830号和歌山県告示第19号中

ページ	段	行目	誤	正
3	左	上から29	井村保祐	井村保裕